

教 生 学 第 893 号

平成 30 年 2 月 15 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

北海道いじめ防止基本方針の改定について（通知）

このことについて、北海道及び北海道教育委員会では、別添のとおり、北海道いじめ防止基本方針（以下「道の基本方針」という。）を改定しましたので、通知します。

道の基本方針は、「北海道いじめの防止等に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したものであり、今般、施行後3年を目途とする条例の見直し規定に基づき、「北海道いじめ問題審議会」における審議等を経て、改定しました。

ついでには、各市町村教育委員会においては、市町村長や所管する学校に周知するとともに、道の基本方針の改定内容を踏まえ、各市町村における地方いじめ防止基本方針の点検・見直しを行うようお願いします。

また、基本方針未策定の市町村教育委員会においては、地方いじめ防止基本方針が、各学校のいじめの防止等の取組の基盤となるものであることなど、その意義を理解し、道の基本方針を参考に地方いじめ防止基本方針の策定に努めるようお願いします。

さらに、各学校においては、自校の学校いじめ防止基本方針についても、道の基本方針の改定内容を踏まえた点検・見直しを年度内に行い、全ての教職員がその内容を理解し、自校の学校いじめ防止基本方針に基づいた具体的な取組を行うことが出来るよう校内体制を整備するとともに、入学式や各年度の開始時等に、学校いじめ防止基本方針の内容を児童生徒や、保護者、関係機関に説明するなど、学校におけるいじめ防止等の対策が、関係者の連携の下に適切に行われるようお願いします。

(学校教育局参事 (生徒指導・学校安全))